

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費算定に係る体制（介護報酬加算等）に関する情報は、介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要となります。

サービス種別	算定期	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※緊急時訪問看護加算除く	届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされない場合には翌々月から	
夜間対応型訪問介護		
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)		単独型
		併設型
		共用型
小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)		小規模多機能型居宅介護事業所 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護 ※緊急時訪問看護加算除く	届出を受理した日から	
地域密着型通所介護（第 1 号通所）（利用定員 18 名以下）		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 ※緊急時訪問看護加算		
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)		
地域密着型特定施設入居者生活介護	届出を受理した日が属する月の翌月（届出を受理した日が初日である場合は該当月）から	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

※届出に際しては、余裕をもって電話で予約のうえ、持参してください。

※他市町村の利用者がいる場合は、区域外指定を受けている市区町村に加算等の届出をする必要があり、加算等の届出を行わない場合には、算定ができなくなります。届出については当該市区町村へ確認してください。

（注）介護職員処遇改善加算を新たに算定する場合は、上記にかかわらず、前々月末日までに届出を完了する必要があります。（例 8 月 1 日から算定する場合 6 月末日までに届出）